

令和6年11月20日
留萌開発建設部

災害対策基本法に基づく道路啓開訓練を実施します！

留萌開発建設部では、災害時の緊急車両通行ルートを迅速に確保するため、羽幌道路事務所において、関係機関と連携した災害対策基本法に基づく道路啓開訓練を下記のとおり行いますので、お知らせします。

記

- 日 時 令和6年11月27日(水) 13:30~15:30(受付13:00~)
※ 予備日 令和6年12月4日(水)
- 実施場所 留萌開発建設部 羽幌道路事務所 構内(別紙1)
住所: 苫前郡羽幌町栄町57番地-2
- 内 容 大規模地震・津波災害を想定した、災害対策基本法に基づく道路啓開訓練(別紙2)
(訓練1) 災害対策基本法に基づく道路区間指定
(訓練2) 道路管理者による乗員保護
(訓練3) 道路啓開作業
(訓練4) 指定道路区間の警察への引き継ぎ
- 訓練実施者 留萌開発建設部(本部、羽幌道路事務所)
留萌振興局(地域創生部 危機対策室、留萌建設管理部 羽幌出張所)
羽幌町役場
陸上自衛隊第26普通科連隊
旭川方面 羽幌警察署
北留萌消防組合消防署
北海道電力ネットワーク(株) 羽幌ネットワークセンター
(株)道北土木(災害協定業者)
- その他 ・取材を希望される場合は11月26日(火)15時までに、メール又はFAXで取材申込書(別紙3)に必要事項を記載の上、お申し込みください。
送付先 メール: hkd-rm-info-iken@gxb.mlit.go.jp
FAX: 0164-43-6308
なお、荒天候により中止又は延期する場合は当部から連絡いたします。
・取材希望者は、羽幌道路事務所に13:30までに集合をお願いします。
・訓練の内容に関することは、下記の問合せ先に御連絡ください。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部

道路防災推進官

大井 保 (電話 0164-42-2313 内線 383)

羽幌道路事務所 工務課長 佐野 法彦 (電話 0164-62-2195 内線 31)

留萌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/>

公式 X (旧 Twitter) アカウント @mlit_hkd_rm





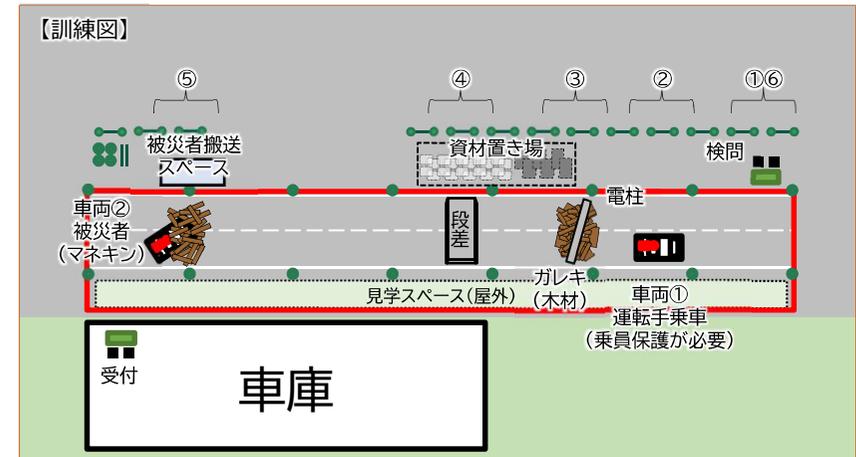
■ 留萌開発建設部 羽幌道路事務所
住所：苫前郡羽幌町栄町57番地-2



【訓練の目的】

大規模地震・津波を想定し、情報伝達や
 具体の道路啓開について実地での習熟を行う
 とともに、発災直後の被災状況把握から情報
 伝達・共有、道路啓開の実施に至るまでの各
 プロセスにおける課題を把握し、検証・改善を
 行っていくことを目的に実施する。

＜ 道路啓開訓練のレイアウトイメージ ＞



＜ 道路啓開訓練のイメージ (過年度実施事例写真) ＞

①災害対策基本法に基づく道路区間指定



(留萌開発建設部・羽幌道路事務所)



(維持業者)

②道路管理者による乗員保護



(留萌開発建設部・羽幌道路事務所)



(留萌開発建設部・羽幌道路事務所)

③倒壊した電通およびガレキの撤去



(電力会社)



(維持業者)

④段差解消および緊急車両通行



(自衛隊)



(維持業者)

⑤被災者の救助・搬送、車両移動



(消防)



(維持業者)

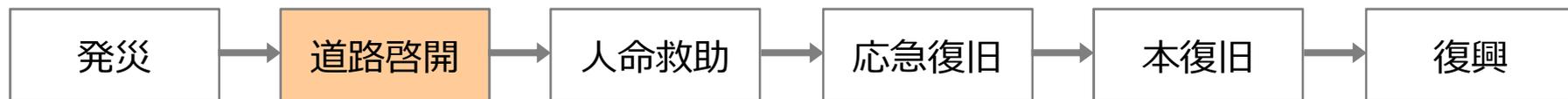
⑥検問所の設置



(警察)

救命・救助活動、緊急物資支援及び被災地の復旧等を行う緊急車両通行のため、早急に最低限のガレキ処理や簡易な段差補修等を行い、救援ルートを確認すること。

＜ 道路啓開の位置づけ 発災から復興までのフロー ＞



被災直後

道路啓開後

北海道開発局 留萌開発建設部 広報官 あて
(Mail:hkd-rm-info-iken@gxb.mlit.go.jp)
FAX:0164-43-6308

取材申込書

取材を希望する場合は、この様式により上記連絡先までメール又はFAXでお申し込みください。

令和6年度 災害対策基本法に基づく道路啓開訓練

取材申込期限:令和6年11月26日(火)15:00

会社名及び部署名

取材者 役職・氏名(全員の役職・氏名を記載願います)

①(代表者)

②

③

連絡先(代表者の連絡先)

メールアドレス

電話番号

テレビカメラの持ち込みの有無

(該当するものに○をつけてください)

有 ・ 無

※ご提供いただいた個人情報は、当日の参加確認に使用させていただき、他の目的には使用しません。